

第 6668 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 22日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 家事用にも使用する車両を取得した場合の消費税

**Q** : 私は個人事業者です。車を購入しようと思っているのですが、この車は家事用にも使う予定です。この場合の車の消費税は、どのような取扱いになるのですか？

**A** : 次のようになります。

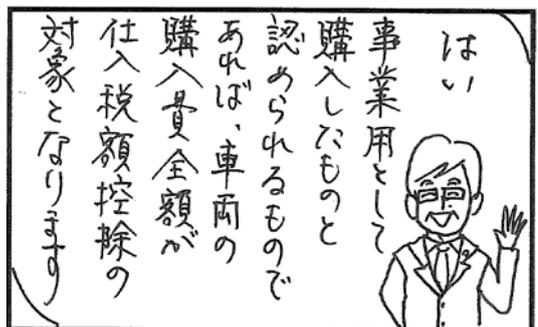
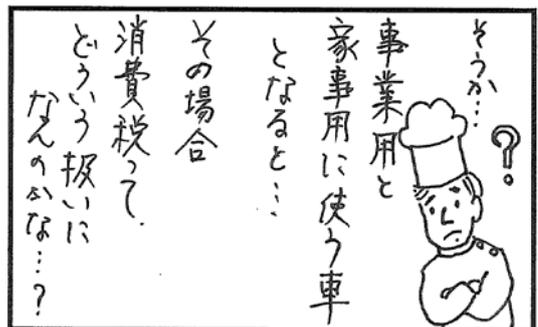
### 【解説】

消費税では、個人事業者が事業と家事に共通して使用する資産を購入した場合、その支払対価の額のうち事業用に係る部分の金額のみが課税仕入に該当することとされており、この場合には、その資産の使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により、課税仕入に算入する金額を計算することとなっています。

ただし、その資産が、事業用として購入した自動車や電話加入権のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産については、その購入費全額を仕入税額控除の対象にすることができることとされています。

したがって、ご質問の場合も、事業用として購入したものと認められるものであれば、購入費全額が仕入税額控除の対象となります。

なお、将来、その車を家事用にのみ供することとした場合には、あなたがその車を譲渡したものとみなされ、課税の対象となりますのでこの点に注意しておいてください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】